

新型コロナウイルス感染症に関する花巻市の対応について

《新型コロナウイルスワクチン接種について》

《1回目・2回目ワクチン接種について（満12歳以上）》：2月15日時点

対象者全体数 (①)：87,025人
 1回目接種済者数：78,661人 (①の90.4%)
 2回目接種済者数：78,074人 (①の89.7%)・・・②

《追加接種（3回目接種）について（満18歳以上）》：2月15日時点

対象者全体数 (③)：74,095人 (②のうち、18歳以上の人数)
 3回目接種済者数：10,387人 (③の14.0%)

- 対象：以下の全てを満たす方全員
- ・2回目接種を完了した日から一定の期間が経過した方（下表参照）
 - ・18歳以上の方
 - ・初回接種（1回目・2回目接種）が完了している方

対象	R3. 12月	R4. 2月	R4. 3月～
医療従事者等、高齢者施設等の入所者・従事者等	6か月		
一般高齢者（上記以外の65歳以上の方）	8か月	7か月※1	6か月
64歳以下の方	8か月※2		7か月

※1：医療従事者及び高齢者施設等の入所者等への追加接種について一定の完了見通しがたっており、市では国からの通知に基づき、初回接種の完了から6か月以上経過している一般高齢者に対して、3月を待たずに接種案内を行っています。

※2：一般高齢者への追加接種について2月下旬から3月上旬での完了を見込んでおり、市では国からの通知に基づき、初回接種の完了から7か月以上経過している64歳以下の方に対して、3月を待たずに接種案内を送付する予定です。

▶医療従事者等の接種：対象2,395人
 令和3年12月6日から2月5日までに自院接種・個別接種・集団接種により市内の医療従事者2,395人に接種が完了しました。

▶高齢者施設等の入所者・従事者：対象60施設、接種申込者数 2,833人
 令和4年1月18日から嘱託医等と調整の整った施設から順次接種を開始し、2月15日時点で1,889人が接種を終えており、2月下旬までにおおむね接種を完了する見込みです。

▶通所サービス施設の利用者・従事者：接種申込者数 605人
 ※なお、国が定める「高齢者が利用する通所施設」に加え、市独自に「高齢者のいない障がい者（児）の入所・通所施設、居宅サービス（訪問介護・居宅介護支援事業所等）も対象。

令和4年2月8日から嘱託医等と調整の整った施設から順次接種を開始するとともに、施設従事者のみを対象とする集団接種を、2月5日から2月25日まで計9回、市が実施します。2月16日時点で268人が接種を終えています。

▶病院・有床診療所の入院患者：対象7施設
 国立病院機構花巻病院は令和4年1月27日から接種を開始。他の病院についても調整中です。

▶一般高齢者（65歳以上の方）：対象31, 393人

1、2回目接種において最初の対象であった91歳以上の方々から順次接種を開始し、国が定める接種間隔を経過する方を対象に順次（おおむね年代順）予約受付を開始、接種を行っています。

- ・令和4年1月26日から集団接種を開始し、各医療機関による個別接種は2月1日から開始しております。
- ・一般高齢者（65歳以上の方）の追加接種完了は、おおむね2月下旬から3月上旬を見込んでおります。

《今後のワクチン接種計画》

▶「接種券一体型予診票」「予防接種済証」を一斉送付します。

岩手県や自衛隊が行う大規模接種会場での接種や、各企業が行う職域接種にも対応できるよう、2月下旬までに「接種券一体型予診票」「予防接種済証」を一斉送付します。

これとは別に、市の集団接種や各医療機関での個別接種の「予約案内」については、予約期間を設定して、開始時期に合わせて順次送付します。

▶18歳以上64歳以下の追加接種：対象42, 702人

一般高齢者の追加接種完了後、間をおかずに接種できるよう計画を策定しています。

2回目接種が7月上旬に終了している方は、2月中旬に予約案内を送付。3月上旬～中旬には接種開始となる見込みです。

▶市独自の優先接種：対象3, 438人

クラスター発生を防ぐ観点から、高齢者の予約枠の空き枠等を活用して2月5日から、教育保育施設等の職員に接種を開始しました。

今後は、ワクチンの供給量にもよりますが、1・2回目接種の際に市独自の優先接種とした、教育保育施設等の職員や小中学校教職員、大学等の寮生及び教職員、清風支援学校の教職員、清光学園の職員、バス・タクシー事業者、および宿泊関連業者など、可能な限り前倒し接種を進めていきます。

《小児の初回接種について》

▶小児（5歳以上11歳以下）の初回接種（1回目・2回目）：対象4, 865人

2月2日に当市分の小児用ワクチンの供給量が提示になりました。しかし、当市の接種計画で必要と見込んでいたワクチン必要量より少ないことから、2月中からの前倒し接種は行わず、3月12日から一部の学年（小学校5年生）に対し接種を開始します。

今後、国から小児用ワクチンの追加供給の提示がありましたら、医師会等関係機関と早急に協議を行い、できるだけ早期の小児接種を進めます。

対象学年：小学校5年生（対象：710名）

接種日：1回目 3月12日（土）、3月20日（日）

2回目 4月2日（土）、4月10日（日）

場 所：花巻市交流会館（旧空港ターミナルビル）

《3回目接種の予約時、前の予約枠が空いている場合がありますので、ご確認をお願いします。》

▶予約案内については、2回目の接種時期と接種人数により、予約が集中しないよう15程度のグループ分けを行い、グループごとに異なる予約期間を設けて案内を送付しています。

当初、接種の枠数を2回目接種者と同数（接種率100%の設定）としていましたが、実際の接種率（予約率）は80%ほどとなっているため、前のグループの予約枠が空いている場合があります。

空き日程がある場合は、ホームページやSNSでご案内するほか、コールセンターにお問い合わせいただければお知らせいたしますので、ご確認の上、できる限り早い日程で予約し、より早く接種されることをお勧めいたします。

▶予約については、予約対象の方にご案内している予約期間内であれば、専用Webページ、LINE、市コールセンター（TEL 0120-383-225_8：30～17：15、土日祝日も受付）で予約ができますが、予約期間以外はコールセンターのみでの受付となりますのでご注意ください。

◆「水田作付転換等生産資材費支援事業」及び「主食用米種子等購入費支援事業」の実施について

(農政課：23-1400)

現在、外食・中食産業における米需要の減少により令和3年産の主食用米の価格が下落し、農業経営に大きな影響を及ぼしています。市では、水田を活用し主食用米からの作付転換を進めることにより経営の安定化を促進するため「水田作付転換等生産資材費支援事業」を実施するとともに、主食用米生産農家を支援するため、「主食用米種子等購入費支援事業」も併せて実施します。

▶水田作付転換等生産資材費支援事業：予算額 37,692千円

市が令和4年度において主食用米以外を作付する農業経営体に対し、令和4年産の麦・大豆・子実用とうもろこしの種子代及び永年性牧草の除草剤、肥料に係る経費の1/3相当を支援する事業。

【実施主体】 花巻市農業推進協議会（※花巻農業協同組合、花巻市、岩手県農業共済組合など関係団体で構成し、米の需給調整や振興作物の生産拡大など地域農業の振興を目的とした協議会）

【補助金額】

○認定方針作成者の生産調整方針に参画し、令和4年産の麦（収穫分）、大豆、子実用とうもろこしの生産出荷に取り組む市内の農業経営体に対し、種子の購入に係る費用の1/3相当額

- ・麦（当年収穫）：10a当たり 1,600円
- ・大豆：10a当たり 900円
- ・子実用とうもろこし：10a当たり 1,400円

○認定方針作成者の生産調整方針に参画し、畜産農家との契約により令和4年産の永年性牧草の生産（播種する場合は除く）に取り組む市内の農業経営体に対し、生産にかかる除草剤、肥料の購入に係る費用の1/3相当額

- ・永年性牧草：10a当たり 2,500円

【申請方法】 ①花巻市農業推進協議会が各農業経営体の令和4年産作付及び生産出荷状況等を営農計画書等により確認
②花巻市農業推進協議会が内容を取りまとめ、市に申請
※各農業経営体は、市に直接補助金申請をする必要はありません

▶主食用米種子等購入費支援事業：予算額 47,222千円

市が、令和4年産主食用米を生産する農業経営体に対し、生産目安の範囲内で、水稻種子の購入費用の1/3相当を支援する事業。

【実施主体】 花巻市農業推進協議会

【補助内容】 認定方針作成者の生産調整方針に参画し、主食用米を生産出荷している市内の農業経営体の、令和4年産主食用米の生産にかかる水稻種子（水稻苗）の購入に係る費用の1/3相当額

【補助金額】 10a当たり700円

- ・令和4年産主食用米の生産目安を上限とした作付面積に対して補助
- ・水稻種子と水稻苗による補助単価の区別はしない

【申請方法】 ①花巻市農業推進協議会が各農業経営体の令和4年産作付状況及び生産出荷状況を営農計画書等により確認
②花巻市農業推進協議会が内容を取りまとめ、市に申請
※各農業経営体は、市に直接補助金申請をする必要はありません

〈参考〉

市では、上記事業に加えて農業経営体を支援する事業として「収入保険加入促進事業」「花巻米生産緊急支援事業」「水田営農継続緊急支援事業」「水田作付転換支援事業」を実施し、予算総額2億7,120万円の米価下落対策を市独自に行っています。

○収入保険加入促進事業：予算額 36,724千円

外食産業における農畜産物販売価格の低下や自然災害等、経営努力で避けられないリスクに備えるために、農業経営体が加入する保険料の一部を補助

○花巻米生産緊急支援事業：予算額 97,634千円

令和3年産の主食用米を生産した農業経営体の主食用米出荷に係る検査手数料及び紙袋相当額を補助

○水田営農継続緊急支援事業：予算額 27,176千円

令和4年産の主食用米を生産する農業経営体の生産資材（肥料）の購入経費を補助

○水田作付転換支援事業：予算額 24,760千円

主食用米から飼料用米等へ作付転換した（する）農業経営体に対し、作付転換面積に応じて補助

- ①令和2年産から令和3年産にかけての作付転換分
- ②令和3年産から令和4年産にかけての作付転換分

◆第5弾「がんばれ花巻！対象のお店で20%戻ってくるキャンペーン」実施（商工労政課：41-3534）

市では、これまでに4回実施した本キャンペーンが市内の地場事業者に対する支援策として非常に大きな効果を発揮したことから、令和4年3月1日から3月31日まで第5弾キャンペーンを実施します。

開催期間：令和4年3月1日(火) 午前0時～令和4年3月31日(木) 午後11時59分

内 容：対象店舗でPayPayで支払うと、決済金額の最大20%のPayPayボーナス（ポイント）を付与
PayPay1アカウントに付き
 ・1決済あたり上限：**4,000円相当**（期間中の付与合計上限：**15,000円相当**）

対象店舗：キャンペーン対象店舗は2月21日以降にお知らせします

- ・市内PayPay加盟店のうち、市とPayPayが対象店舗として指定した市内に本社または本店を有する中小法人もしくは市内に事業所を有する個人事業主が対象店舗となります
※ただし、コンビニエンスストア等のフランチャイズチェーン、温泉宿泊施設等利用促進事業の対象施設、公的医療の適用となる医療機関や介護保険の適用となる事業者などは対象外です
- ・対象店舗は市ホームページ等でお知らせします

そ の 他：利用者向け操作方法説明会を開催します

開催日時：令和4年2月28日（月）、令和4年3月3日（木）
 いずれも午前11時から午後6時まで（申込不要、参加無料）
 開催場所：イトーヨーカドー花巻店 フードコート

【これまでのキャンペーン実績】

区分	実施期間	決済回数 (1日当平均決済回数)	決済金額 (1日当平均決済金額)	PayPayボーナス 付与合計	対象店舗
第1弾	R2.8.1～R2.9.30 (61日間)	70,234回 (1,151回)	2億7,977万円 (458万6千円)	4,565万円	773店舗
第2弾	R2.12.1～R3.3.31 (121日間)	227,939回 (1,884回)	11億6,222万円 (960万5千円)	1億9,839万円	1,075店舗
第3弾	R3.8.1～R3.8.31 (31日間)	86,357回 (2,792回)	4億1,152万円 (1,327万5千円)	6,570万円	1,171店舗
第4弾	R3.12.1～R4.1.10 (41日間)	128,089回 (3,124回)	6億4,006万円 (1,561万1千円)	1億798万円	1,172店舗

◆国が行う「事業復活支援金」の申請サポート会場の設置について（商工労政課：41-3539）

国が、令和4年1月31日からオンラインのみで申請受付を行っている「事業復活支援金」について、市ではオンライン申請が困難な方の申請を支援するため、市が独自で申請サポート会場を設置しています。

【対 象】 市内に主な事業所を有する個人事業者

【設置期間】 令和4年2月9日（水）から令和4年4月27日（水）まで
 原則、毎週月・水・金曜日に設置（祝日、3/2、4/6を除く）
 午前9時30分から午後4時30分に設置

【設置場所】 なはんプラザ 3階ギャラリー

【手続き等】 ・相談無料
 ・**完全予約制**（予約先：花巻市商工労政課 電話0198-41-3539）
 ・事前に「事業復活支援金ホームページ」にアクセスし「申請IDの発番」「登録確認機関の確認」を済ませ、申請に必要な書類・申請補助シートを持参してご来場ください（「申請IDの発番」が難しい方は、予約の際にご相談ください）
 ※詳細は、別添チラシをご覧ください

【利用実績】 申請件数26件、申請金額12,781千円（2月16日時点）

〈事業復活支援金の概要〉

国が、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、個人事業者に対し、事業規模に応じた給付金を支給する制度です。（事業復活支援金の概要については別添チラシを参照ください）

国でも申請サポート会場を設置していますが、県内では盛岡市マリオスのみとなっていることから、市独自にサポート会場を設置しました。

◆花巻市飲食店安心認証店奨励金について（商工労政課：41-3534）

市では、岩手県が実施している「いわて飲食店安心認証」を取得し、利用者が安心して飲食できる環境を提供している市内事業者に対し、市独自の支援策として1店舗につき10万円の奨励金を支給しています。今後、まん延防止等重点措置が適用された場合、「いわて飲食店安心認証」を取得していない店舗は、岩手県から20時短（酒類提供不可）を要請される見込みであることから、これを機会に是非認証を取得ください。

- 【対象】 下記の全てを満たす事業者
- ・花巻市内に本社又は本店を有する中小法人もしくは市内に事業所を有する個人事業主であること
 - ・「いわて飲食店安心認証」を取得していること
 - ・奨励金受領後も事業継続の意思があること

※ただし、「法人税法別表第一に規定される公共法人」、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っている事業者」、「宗教上の組織若しくは団体」は対象外

- 【支給額】 1店舗につき10万円
※虚偽の申請や不正受給が判明した場合は奨励金支給後であっても返還を命じます

- 【申請等】 所定の申請書兼請求書に下記の書類を添付して令和4年3月25日までに市商工労政課に郵送
- ・「いわて飲食店安心認証」認証通知の写し
 - ・振込先口座の通帳の写し
 - ・履歴事項証明書の写し（法人事業者のみ）

- 【その他】
- ・岩手県が行う「地域企業経営支援金（認証取得事業者支援金）」と併用可能
 - ・「いわて飲食店安心認証」を取得済みの市内店舗数 284店舗（2月16日時点）

◆花巻市中小企業持続支援事業（地代・家賃補助）の実施について（商工労政課：41-3539）

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した市内事業者の固定経費の軽減を図るため、令和3年4月から12月まで実施していた地代・家賃補助を、引き続き令和4年1月から3月まで実施しています。

- 【対象】 市内に本社または本店を有する中小法人もしくは市内に事業所を有する個人事業者で下記の業種に該当する事業者
「小売業」「飲食業」「宿泊業」「道路旅客運送業」「サービス業」「卸売業」など

- 【対象経費】 事業に要する地代・家賃（共益費・管理費含む）

- 【要件】 令和4年1月から3月までの間の、いずれかひと月の売上が平成31年（2019年）又は令和2年（2020年）における同月に比べ30%以上減少している中小企業者
※ 創業から2年以内の事業者は、創業から申請月までのいずれかひと月の売上を直近の月の売上と比較することができます。

- 【補助率】 月額賃料の1/2以内（1か月当たり上限10万円）

- 【対象期間】 令和4年1月から3月までの3か月間（上限10万円×3か月＝最大30万円を補助）

- 【受付期間】 受付期間は2月16日（水）から4月15日（金）まで

- 【申請方法】 郵送または持参にて申請を受付
- < 郵送の場合 >
郵送先：〒025-8601 花巻市花城町9-30 花巻市商工観光部商工労政課商業係
- < 持参の場合 >
受付時間：午前9時～午後4時（完全予約制） ※2月14日より予約受付開始
受付場所：本庁商工労政課（予約先 41-3539）
大迫総合支所地域振興課（予約先 41-3122）
石鳥谷総合支所地域振興課（予約先 41-3442）
東和総合支所地域振興課（予約先 41-6514）

- 【実績】 令和3年度実績

1回目（対象月：4月～6月）：231事業者、2,488万3千円
2回目（対象月：7月～9月）：218事業者、2,303万6千円
3回目（対象月：10月～12月）：186事業者、1,961万5千円

（参考）令和2年度実績（2回実施） 507事業者、6,662万1千円
1回目（対象月：4月～9月）：271事業者、3,083万円
2回目（対象月：10月～2月）：236事業者、3,579万1千円

◆**住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業の実施について（地域福祉課：内線593）**

国では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円の給付を行います。

- 【対象】
- ① 住民税非課税世帯
令和3年12月10日現在で花巻市に住民登録があり、かつ世帯全員の住民税（均等割）が非課税である世帯（7,925世帯）
※世帯の全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていないことや未申告の方がいないことが要件
 - ② 家計急変世帯
令和3年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯
- 【給付額】 1世帯当たり10万円
- 【申請等】
- ① 住民税非課税世帯
市が送付（2月21日送付予定）する「確認書」の記載内容を確認し、氏名等の必要事項を記入のうえ返信用封筒で返送
※世帯に令和3年度住民税未申告の方や令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合等は別途申請が必要
 - ② 家計急変世帯
「申請書」に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて減少した令和3年1月以降の任意の1か月の収入が確認できる書類（給与明細書、売上台帳、年金振込通知等）を添付し市窓口にて申請
※収入の種類は給与、事業、不動産、年金（非課税の公的年金等を除く）
- 【受付期間】
- ① 住民税非課税世帯
確認書受取り後、令和4年5月31日（火）まで
 - ② 家計急変世帯
令和4年3月1日（火）から令和4年9月30日（金）まで

◆**学生生活緊急支援事業の実施について（地域福祉課：41-3572）**

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により、大学生等がいる世帯の経済的負担が増大し、学生の生活状況が悪化していることから、安心して学ぶことができるよう、対象学生に対して1人当たり3万円を支給します。

- 【対象】 平成15年4月1日までに生まれた方で、次のいずれにも該当される方
・令和4年2月1日時点で大学等（大学生、短期大学生、専門学校生等）に在学している方
・令和4年2月1日時点で本人又は生計維持者が市内に住所を有する方
※ 働きながら（休職者含む）大学等に通っている方は対象外
- 【給付額】 1人当たり3万円
- 【申請等】 市では市内に住所を有し、令和3年度で19歳～22歳となる方3,230人に対し、令和4年2月21日（月）に申請書類を送付します。該当となる場合は、申請書に必要書類を添付し、市地域福祉課に郵送又は窓口へ提出して下さい。
なお、「23歳以上の学生」または「市外に住民登録があり、令和3年中に19～22歳となる学生の方」は、地域福祉課（本庁新館2階）及び各総合支所に備え付けの申請書により、申請して下さい。
- 【受付期間】 令和4年4月30日（土）まで（当日消印有効）
※窓口へ持参される場合は、令和4年4月28日（木）まで

◆こども食堂等運営緊急支援事業について（地域福祉課：41-3572）

市では、こども食堂等の持続的な運営を支援するため、運営に必要な物品等の購入費に対し、1事業者当たり上限30万円の補助を行います。

- 【対象】 市内でこども等に対し、食事の提供、学習支援または食料支援を無償または低額で行う事業を実施している事業者の事業継続に必要な物品等購入の補助（令和3年4月1日に遡及適応）
※5事業者を見込む
- 【補助額】 1事業者当たり30万円（10割補助 上限30万円）
ただし、事業実施に当たり20万円までは食料品等の購入も可能です。
- 【申請等】 対象となる事業者へ、補助金の支給案内を令和4年2月21日（月）に送付いたします。
- 【受付期間】 令和4年5月31日（火）まで

◆子育て世帯臨時特別給付金事業について（地域福祉課：41-3575）

市では、子育て世帯を支援する取り組みとして国が行う「子育て世帯への臨時特別給付金」について、対象となる世帯に対し、令和3年12月27日に10万円を一括で支給しています。このたび、所得超過により国の制度では支給対象とならない世帯に対し、地方創生臨時交付金を活用し、市独自に支援します。

併せて、国の子育て世帯臨時世帯臨時特別給付金の基準日以降の離婚により、児童を養育しているものの、国の給付金を受け取れない世帯等を対象に給付金を支給します。

◎所得超過世帯について

- 【対象児童】 平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童
- 【支給額】 対象児童1人につき10万円
- 【申請期限】 令和4年4月28日（木）
- 【支給要件等】

（1）花巻市から支給される児童手当（特例給付）の受給者：申請不要

次の①②に該当する対象児童1人につき10万円を令和4年3月中旬に、児童手当支給口座に振り込みます。
③の方へは児童手当（特例給付）の申請後に、児童手当支給口座に振り込みます。

- ① 令和3年9月分の児童手当（特例給付）の対象となる中学3年生までの児童
- ② ①と同じ世帯の高校生等（平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれ）
- ③ 令和4年3月31日までに出生し、児童手当の手続きをした新生児のうち児童手当（特例給付）の対象となる児童

なお、①及び②の対象となる方へは給付金の振込案内を、2月下旬に送付します。③については、振込の準備ができ次第、お知らせします。

支給対象世帯：140世帯（令和4年2月17日現在）
対象となる児童は、中学生以下239人 高校生等35人 計274人

（2）その他の受給者：申請が必要

（1）以外の受給者である次の①と②の方については、申請が必要です。地域福祉課（本庁新館2階）及びホームページから申請書を手いいただき、申請期限までに提出をお願いします。

- ①公務員で児童手当（特例給付）を受給している場合
- ②令和3年9月30日時点で高校生等（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）を養育している世帯で主たる生計維持者の令和2年分の所得が下記の児童手当所得制限限度額表を上回る世帯

児童手当所得制限額表

扶養親族等の数	所得額（万円）	収入額（万円）
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

◎離婚家庭等について

【対象児童】 平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童

【支給額】 対象児童1人につき10万円
※元養育者からすでに給付金の一部を受け取っている場合は、その額を差し引いた額

【支給対象者】

(1) 中学生以下の児童を養育している場合

8月31日より後の離婚等によって、2月28日時点で児童を養育しているものの、国の「子育て世帯臨時特別給付金」を受け取っていない方

(2) 高校生等の児童を養育している場合

9月30日より後の離婚等によって、2月28日時点で児童を養育しているものの、国の「子育て世帯臨時特別給付金」を受け取っていない方

【申請期限】 令和4年4月28日（木）

【申請方法】

(1) 中学生以下の児童を養育している場合

2月28日までに児童手当の受給者変更行った方に、申請書を送付しますので、申請期限までに提出をお願いします。

(2) 高校生等の児童を養育している場合

地域福祉課（本庁新館2階）及びホームページから申請書を手取りいただき、申請期限までに提出をお願いします。

◆ひとり親世帯臨時特別給付金事業について（地域福祉課：41-3575）

市では、新型コロナウイルス感染症により、家計が急変するなどの影響を受けたひとり親世帯を支援するため特別給付金を支給します。

【対象者】 ①令和3年12月分の児童扶養手当の支給を受けた人（令和4年1月11日支給）
②令和3年12月1日から令和4年2月28日までに児童扶養手当の申請をした方で、児童扶養手当の支給を受ける人

【支給額】 児童扶養手当受給者1人当たり5万円

【手続等】 申請手続きは必要ありません。児童扶養手当受給口座に振り込みます。

【支給等】 対象者①：775人（令和4年1月11日支給）
支給予定額：38,750,000円
支給日：3月中旬に児童扶養手当を支給口座に振込みます。

対象者②：9人（2月16日時点の審査済人数）
支給予定額：450,000円
支給日：3月中旬以降、支給の準備ができ次第児童扶養手当受給口座に振込みます。

◆修学児童・生徒世帯生活応援支援金について（地域福祉課：41-3575）

市では、新型コロナウイルス感染症の影響等により生活が困窮している保護者（準要保護就学援助制度対象者）に対し、令和2年度に引き続き、生活支援をいたします。

【対象】 就学援助の準要保護世帯として認定を受けた世帯
：本支援金とは別に、教育委員会が行う学用品費、通学用品費、校外活動費等を援助する制度において、生活保護世帯に準じる程度に生活が困窮していると教育委員会が認めた児童生徒の世帯

※なお、要保護就学援助対象者については生活保護法による生活支援を受けているため本支援金の対象とはなりません

【支給額】 小中学校の児童・生徒：1人当たり5万円

【申請等】 ・申請等の手続きは必要ありません。
・2月1日現在、就学援助の準要保護世帯に認定されている保護者については、3月中旬に登録口座に支給予定です。2月2日以降に認定された保護者については、3月中旬以降、支給の準備ができ次第、登録口座に支給します。

【支給等】 対象児童数（令和4年2月1日時点） 439人（小学生267人、中学生172人）
支給予定額 21,950,000円